

# ワールドパック 海外募集型企画旅行条件書

## 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、パンフレットに記載する株式会社ツアー・ウェーブ(観光庁長官登録旅行業第1665号)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2) 契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)のコース毎に記載されている条件その他、本旅行条件書、標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)及び出発日前にお渡しする最終日程表に基づきます。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 2. 旅行の申込み方法

- (1) ご来店のお申込み  
イ. 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただけます。  
お申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部または全部として取り扱います。  
また、正規割引航空券(PEV航空券)利用商品の場合、下記お申込金と対象ツアーに記載する航空券取消料のいずれか大きい額とします。  
<お申込金(お一人様)>
  - 旅行代金が50万円以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・100,000円以上旅行代金まで
  - 旅行代金が30万円以上50万円未満・・・・・・・・・・30,000円以上旅行代金まで
  - 旅行代金が15万円以上30万円未満・・・・・・・・・・50,000円以上旅行代金まで
  - 旅行代金が10万円以上15万円未満・・・・・・・・・・20,000円以上旅行代金まで
  - 旅行代金が10万円未満・・・・・・・・・・旅行代金の20%以上旅行代金までロ. ローンを利用される場合には旅行代金の10%以上を頭金としますが、これはそのまゝお申込金に充当されます。
- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 申込書と申込金の提出があったとき、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- (4) お申込金は、旅行代金の一部として繰り入れれます。又、お客様の任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日まで旅行代金を支払えないときは、所定の違約料の一部として扱います。
- (5) お客様が旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする場合には、契約の申込時にお申し出下さい。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

## 3-1. 申込条件

- (1) 15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)  
15歳以上20歳未満の方のご参加は、保護者の同意書が必要です。  
75歳以上の方は、健康診断書の提出をお願いすることもあります。場合によってはお断りさせていただきますが、同伴者の同行などを条件とさせていただきます場合があります。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただきます場合があります。
- (2) 特定旅者層を対象とした旅行については、ご参加の方が性別・年齢・資格・技能・その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 健康を害している方、妊娠中の方など特別な配慮を必要とする方はその旨お申し出下さい。現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運輸、宿泊機関などの状況により、お申込みをお断りさせていただくか、介護者の同行などを条件とさせていただきます場合があります。  
なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただきます場合があります。
- (4) お客様が旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態となったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとることがあります。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件(手配旅行契約)でお受けすることがあります。
- (6) 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みをお断りすることがあります。
- (7) お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (9) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (10) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

## 3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

- 当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます。)をすることがあります。
- (1) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます。)を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立していません。また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
  - (2) 当社は、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
  - (3) 旅行契約は、当社が前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。
  - (4) 当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
  - (5) 当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。

## 4. 契約の成立と最終日程表

- (1) 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (2) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」という)をお客様にお渡しします。
- (3) 契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面(以下「最終日程表」という)を旅行開始日の前日までにお渡しします。当社は旅行開始日の10日から7日前までにお渡しできるよう努力しますが、第16項(1)のピーク時においてはこの限りではありません。  
但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に旅行契約の申込がみなされた場合は、旅行開始日当日に最終日程表をお渡しする場合があります。
- (4) 当社が、募集型企画旅行契約により手配し、旅程を管理する義務を負うサービスの範囲は、最終日程表に記載することによります。

## 5. 旅行代金の支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日(以下「基準日」という)より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

## 6. 渡航手続

- (1) ご旅行に要する旅券(パスポート)・査証(ビザ)の確認・取得などの渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。但し、取扱店では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社は、実際にお客様が渡航書類を提出できること及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。  
従って当社の責めに帰すべき事由によらず、お客様が渡航書類の取得ができず、または関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社は、その責任を負うものではありません。
  - (2) 渡航先(国または地域)によっては、予防接種証明書の取得が必要な場合がございますので、その確認、取得はお客様のご責任で行っていただきます。なお、渡航先の衛生状況や予防接種に関する情報については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ「<http://www.forth.go.jp>」をご確認ください。
- ## 7. 旅行代金に含まれているもの
- 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
- (1) 航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります)。  
※この運賃・料金は、運送機関の課す付加運賃・料金(原価水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件の下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります)を含みません。  
※パンフレット内付ファーストクラス席、ビジネスクラス席利用と明示されていない場合はエコノミー席利用となります。
  - (2) 送迎バス等の料金(空港、駅、埠頭と宿泊場所間)及び、都市間の移動バス料金。  
※但し、旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。
  - (3) 観光の料金(バス料金、ガイド料金、入場料金)
  - (4) 宿泊の税金、税、サービス料金(2人部屋に2名様又は3名様のご宿泊を基準とします。)
  - (5) 食事の料金、税、サービス料金

- (6) お1人につきスーツケース等1個の受託手荷物運搬料金  
※お1人20kg以内が原則ですが、クラス、方面により異なりますので詳しくは係員におたずねください。  
※手荷物の重量は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託する旅行を代行するものです。
- (7) 団体行動中のチップ
- (8) 添乗員が同行するコースの諸費用  
上記諸費用は、お客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

## 8. 旅行代金に含まれていないもの

- 第7項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)
  - (2) クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイドに対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴うタクシー料金
  - (3) 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続取扱料金等)
  - (4) 希望者のみが参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金
  - (5) 日本国内の空港施設使用料
  - (6) 運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ等)
  - (7) 日本国内の自宅と集合地、解散地間の交通費、宿泊費等
  - (8) 旅行日程中の空港税等。但し、空港税を含んでいることを表記されているコースを除きます。
  - (9) 傷害・疾病に関する医療費
  - (10) お客様のご希望によりお一人部屋を使用される場合の追加代金

## 9. お客様のご出発までに実施する事項／渡航準備

- (1) 旅行に必要な旅券(パスポート)、査証(ビザ)、再入国許可および各種証明書(以下「渡航書類」という)の取得については、お客様ご自身で行っていただきます。旅行の有効期限等は渡航先国により条件が異なりますのでご注意ください。(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。)
- (2) 渡航先の衛生状況については下記の厚生労働省検疫感染症ホームページをご確認ください。  
■厚生労働省検疫感染症ホームページ「<http://www.forth.go.jp>」  
渡航先によっては、外務省より危険情報などの安全関係の海外渡航関連情報が出ている場合がございます。お申し込みの際に販売店にご確認ください。海外渡航関連情報は下記にてご確認ください。  
■海外安全ホームページ「<http://www.pubanzen.mofa.go.jp>」  
■外務省海外安全相談センター TEL: 03-5501-8162/受付時間: 09:00~17:00 (外務省閉庁時を除く)

## 10. 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」という)を変更する場合があります。但し、緊急の事態においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

## 11. 旅行代金の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、第25項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 第10項に記載した事由により旅行内容が変更(運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したものは除きます)されたことによって、旅行の実施に要する費用が増加又は減少するときは、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 12. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する実費および手数料として1万円をいただきます。又契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。但し、出発日の7日前以降は交替できません。
- (2) 当社は、旅行サービス提供機関への旅行者名の登録等の事由により交替を承諾できない場合がございます。この場合、契約であるお客様は当社との募集型企画旅行契約を解除し、契約上の地位を譲受されようとしたお客様は本条件書の定めるところにより当社と新たに旅行契約を締結していただきます。

## 13. お客様による旅行契約の解除・払い戻し(旅行開始前)

- (1) お客様は、第16項に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。
- (2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。  
イ. 第10項に基づき契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第21項(3)に掲げる物、その他重要な物であるときに限りません。  
ロ. 第11項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。  
ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れがあるとき。  
ニ. 当社がお客様に対し第4項(3)で定めた期日までに、最終日程表をお渡ししなかったとき。  
ホ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。  
コ. 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払い戻します。

## 14. 当社による旅行契約の解除

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合、第16項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することができます。  
イ. 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行の条件を満たしていないとき。  
ロ. お客様が他の事由により、旅行に附えられないと当社が認めるとき。  
ハ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。  
ニ. お客様の数が契約書面に記載した最少旅行人員に達しなかったとき。  
※この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目(第16項に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日目)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。  
ホ. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量など旅行の実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないうれが極めて大きいとき。  
ヘ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

## 15. 旅行開始後の解除・払い戻し

- (1) お客様による解除  
イ. お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しを致しません。  
ロ. お客様の関与し得ない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払い戻しいたします。  
当しによる解除・払い戻し  
イ. 当社は次に掲げる場合において旅行契約を解除することがあります。  
(A) お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。  
(B) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。  
(C) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。  
ロ. 本項(2)イ.により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は旅行代金のうちお客様が未だその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払ひ又はこれらを支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻しいたします。  
ハ. 本項(2)イ.(A)より、当社が旅行契約の解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻するための必要な手配をいたします。この場合に要する費用は一切はお客様のご負担となります。

## 16. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消しされる場合には、旅行代金に対してお一人につき次の取消料をお支払いいただきます。

イ. 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース(本項(1)ロ.に掲げる旅行契約を除く)

契約解除の日	ピーク時に開始する旅行※	左記以外の日を開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降31日目に当たる日まで	旅行代金の10% (10万円を上限)	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降15日目に当たる日まで	旅行代金が50万円以上・・・100,000円 旅行代金が30万円以上50万円未満・・・50,000円 旅行代金が15万円以上30万円未満・・・30,000円 旅行代金が10万円以上15万円未満・・・20,000円 旅行代金が10万円未満・・・旅行代金の20%	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日以降3日目に当たる日まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

※ピーク時とは「4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7」をいいます。

- ロ. 本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイトで等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したものを(本項(1)ニ.に掲げる旅行契約を除く。)

取消料区分	取消料
(1) 旅行契約締結後に解除する場合(2)から(5)に掲げる場合を除く。	旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内
(2) 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき(3)から(5)までに掲げる場合を除く。	旅行代金の10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
(3) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合(4)及び(5)に掲げる場合を除く。	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
(4) 旅行開始日の前々日以降に解除する場合(5)に掲げる場合を除く。	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
(5) 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

※当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社より航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。

- ハ. 貸切航空機(チャーター便)を利用するコース

取消料区分	取消料(お一人)
(1) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
(1) 60日目に当たる日以降の解除	旅行代金の20%
(2) 30日目に当たる日以降の解除	旅行代金の50%
(3) 20日目に当たる日以降の解除	旅行代金の80%
(4) 3日目に当たる日以降の解除 又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

- ニ. 旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程含む募集型企画旅行契約(本項(1)ホ.に掲げる旅行契約を除く。)

(1) 日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料収受期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合(2)に掲げる場合を除く)	①クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の泊数(航空機内)のものを除く。②において同じ。③の50%以上のもの。当該期間に対応するクルーズの取消料収受期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率以内 ②クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の泊数の50%未満のもの、当該期間に対応するクルーズの取消料収受期間に適用される取消料率の4分の1に相当する率以内
(2) 旅行開始後の解除 または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

- ホ. 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約の場合は、当該船舶に係る取消料の規定により、パンフレットに表示します。

- (2) 当社の責任とならぬ各種ローンの取扱上の事由に基づき取消になる場合も本項の取消料をお支払いいただきます。  
(3) お取消時に渡航手続を開始又は終了している場合には、本項の取消料に加え渡航手続所要経費及び渡航手続取消料金を申し受けます。一定の事由により、取消を余儀なくされた場合に渡航手続費用相当額が支払われる保険があります。詳しくは取扱店におたずねください。

## 17. 旅程管理

当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。

- 但し、当社がお客様とこれは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (1) お客様が旅行サービスを受けたいと申し渡すことができない恐れがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかつものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様になるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めること。
- (3) 本項(1)において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者が当該費用を当社が指す期日までに当社の指定する方法で支払わなければならない。

## 18. 添乗員等及びその業務

- (1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者(以下「添乗員等」という)を同行させて第17項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要とする業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- (2) なお、上記の業務は同行する添乗員によって行われますが、添乗員等が同行しない場合には、現地において当社に代わって手配を代行させるもの(以降「手配代行者」という)により行わせ、その者の名称及び連絡先は最終日程表に明示いたします。
- (3) お客様は、旅行開始日から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であっても、そのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。
- (4) 添乗員などの業務は、原則として8時から20時までとします。

## 19. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与え、お客様に賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お荷物の損害については本項(1)の規定に関らず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お一人につき15万円を限度として賠償いたします。但し、現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム、その他壊れ物については賠償の責任を負いません。
- (3) お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記に責任を負うものではありません。
- イ. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止  
ロ. 運送・宿泊機関の事故若しくは火災又はこれらに生ずる旅行日程の変更又は旅行の中止  
ハ. 官公署の命令又は伝染病による隔離  
ホ. 食中毒  
ヘ. 盗難  
ト. 運送機関遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地滞り期間の短縮

## 20. 特別補償

- (1) 当社は、前項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、「旅行業約款特別補償規程」の定めるところにより、お客様が当旅行に参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に損害を被ったときは、お客様又はその法定相続人に死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円-40万円、通院見舞金として通院日数により2万円-10万円、また、予定の身の回り品を損害を被ったときは、「旅行業約款特別補償規程」の定めるところにより、携帯品損害補償金(15万円を限度)。但し、1個又は1対についての補償限度は10万円をお支払いいたします。但し、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他「旅行業約款特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償いたしません。
- (2) 当社が本項(1)に基く補償金支払義務と第19項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務ともに履行されませんとします。
- (3) お客様が募集型企画旅行中に被られた損害が、お客様の故意、過剰な運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、疾病などの他、募集型企画旅行の旅行日程に含まれない場合で、自由行動中のスライダー、ジェットコースター、乗車、乗船、乗機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャンプパラグライダーなどの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、本項(1)の補償金および見舞金をお支払いいたしません。
- (4) 日程表において、当社手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場所に限り、「募集型企画旅行参加中」とはいたしません。

## 21. 旅程保証

- (1) 当社は次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(第11項(2)に規定する以外の次の各号に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。但し、当該変更について当社に第19項(1)に規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合は、変更補償金としてではなく、損害補償金の全部又は一部として支払います。
- イ. 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
- (A) 天災地変 (B) 戦乱 (C) 暴動 (D) 官公署の命令 (E) 運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止  
(F) 当初の運行計画によらない運送サービスの提供 (G) 旅行参加者の生命又は身体を安全確保のための必要措置
- ロ. 第13項から第15項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が当該解除された部分にかかる変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
- ハ. 次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、最終日程表に記載した日程からの変更で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合は、当社は変更補償金を支払いません。
- ニ. パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合には、当社は変更補償金を支払いたしません。
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様一人に対して1旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客様一人に対して1旅行につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社が本項規程により変更補償金を支払った後に、当該変更について第19項の規定に基づく責任が明らかになった場合にはお客様は当該変更に係る変更補償金を返還していただきます。この場合当社は、第19項の規定に基づき当社が支払うべき損害補償金と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

## (表)変更補償金

当社が変更補償金を支払う変更	1件あたりの率(%)	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%	
②契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%	
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)	1.0%	2.0%	
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%	
⑤契約書面に記載した日本国内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%	
⑥契約書面に記載した日本国内と日本国外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%	
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定める場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%	
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類/設備/景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%	
⑨①～⑧に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%	

(注1)確定書面(最終日程表)が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。  
(注2)③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。  
(注3)④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。  
(注4)⑦の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで開示しているリストによります。  
(注5)④又は⑦若しくは⑧に掲げる変更が1乗車単位又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車単位又は1泊につき1件として取り扱います。  
(注6)⑨に掲げる変更については①～⑧までの率を適用せず、⑨によります。

## 22. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受け、場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供された情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利、義務その他旅行契約の内容について理解するように努めていただきます。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または当社の現地連絡先にその旨を申し出なければなりません。

## 23. オプションツアー

- (1) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する小旅行(以下「オプションツアー」といいます)のうち、当社が主催するものへの第20項の特別補償の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (2) 当社以外の方が主催するオプションツアーに参加された場合、当社は第20項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の方の責任は負いません。

## 24. 個人情報

- (1) 当社および募集パンフレットに記載の当社の旅行者代理業者または受託旅行者(以下「販売店」という)は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客さまとの連絡のために利用させていただきます。お客さまがお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの販売のための必要範囲内で利用させていただきます。このほか、当社およびお客さまの1. 会社および会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 2. 旅行参加後のご意見やご感想提供のお願い 3. アンケートのお願い 4. 特典サービス等の提供 5. 統計資料の作成 等にお客さまの個人情報をお預かりさせていただきます。このほか、
- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなどをお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲内において、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれ企業案内、商品および催し物内容などのご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これらを利用させていただきます。ご了承ください。
- (3) 当社は旅行先でのお客様のお買物などの便宜のため、お客様の保有するお客様の個人データや、予約義務契約を締結した土産物店に提供することがございます。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名などに係る個人データを、あらかじめ電子的方法などで送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、ご出発前までに販売店までお申し出ください。

## 25. ご旅行条件・旅行代金の基準

- (1) この旅行条件は、2015年12月1日現在を基準としております。また、ご旅行代金は2016年1月1日以降に出発する旅行に適用される運賃として予定されている航空運賃・適用規則を基準としています。
- (2) 子供代金および幼児代金は、コースによって規定が異なります。
- (3) 本条件書中の各項にいう旅行代金は、募集広告又はパンフレットに旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第2項のお申込金、第16項に定める取消料、第21項の変更補償金の額を算出する際の基準となります。

## 26. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員に依頼されたお客様のそれ以外の諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用及び別行動のために要した費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様に便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましてはお客様の責任で購入していただきます。
- (3) 国際線発着空港(例: 成田・名古屋、関西空港など)と、日本国内の他空港との間を無料又は追加料金で国内区間を利用した場合の募集型企画旅行契約の範囲は、国際線発着空港における集合・解散までとなります。
- (4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません
- (5) ご旅行の申込み後、目的地に「渡航の是非を検討してください」以上が発出された場合、当社は旅行契約の内容を変更または解除することがあります。しかし、各種情報などにお客様の安全の確保及び旅程管理が出来ることと判断した場合に限り、旅行を進行いたします。この場合、お客様の判断において旅行を取りやめられる場合、当社が所定の取消料をいただきます。
- (6) 悪天候、天災地変、交通機関の遅延・不通、スケジュール変更等による旅行日程の変更・目的地滞り期間の短縮及び観光光線の欠乏・中止などがある場合があります。このような当社が関与しない事由の場合、当社は免責となりその責任を負いませんが、当初予定する日程に従った旅行サービスが提供できずにより手配努力します。その場合、現地にて追加手配した交通費・宿泊費等はお客様の負担となります。

旅行企画・実施

観光庁長官登録旅行業1665号(社)日本旅行業協会 正会員

TOUR WAVE CO., LTD  
株式会社 ツアー・ウェーブ

本社 〒980-0014 仙台市青葉区本町2丁目5番1号(オークビルディング5階)

この条件に定めのない事項は標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。 当社の標準旅行業約款をご希望のお客様は、販売店までお問い合わせください。 または、当社ホームページ「<http://www.tourwave.jp>」からご返信いただけます。